

篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム）による公益法人に関する情報を伝えるメールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを対象に公益に関する情報共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしております。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで、皆さまが欲しいと思う情報をできるだけお届けしたいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願い申し上げます。

配信停止をご希望の方はお手数ですが、本メール末尾をご参照ください。

.....
I n d e x

行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

| | | | |
|-------------------|-------|---------------|-----|
| 全国申請状況 | | 2012 . 12 . 3 | 速報版 |
| 公益認定等委員会だより（その19） | | 2012 . 11 . 1 | 発行分 |
| 公益認定等委員会だより（その20） | | 2012 . 12 . 3 | 発行分 |

N e w s ・ お知らせ

| | | | |
|-------------------------------|-------|----------------|----------------|
| 平成 23 年度における公益法人等の現況について | | 2012 . 11 . 27 | 公表分 |
| 整備法施行規則及び公益認定等ガイドラインの一部改正について | | | |
| 墓地経営・管理に関する「特別の利益」の考え方 | | 2012 . 11 . 9 | 公表分 |
| ~いわゆる指定石材店制度について~ | | | (神奈川県公益認定等審議会) |
| 立入予備検査 <ご注意ください! > | | 2012 . 12 . 17 | 掲載分 |

今月の T o p i c

| | | |
|----------------------|-------|------|
| 定款変更案で留意すべき「相対的記載事項」 | | 事例研究 |
|----------------------|-------|------|



行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

| | | | |
|-------------------|---|----|--------|
| 全国申請状況 ~統計情報~ | | | |
| 公益認定等委員会だより（その19） | 、 | 同左 | （その20） |

全国申請状況 ～統計情報～

全国の申請状況に関する最新情報のお知らせです。

平成 24 年 11 月末時点：全国の申請状況（平成 20 年 12 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日）

行政庁からのお知らせ詳細

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E38090E5B9B3E6889024E5B9B411E69C88E69CABE38091.PDF>

全国約 24,000 件の公益法人のうち、平成 24 年 11 月末時点で「移行認定」「移行認可」「公益認定」申請済の法人は、16,021 件（このうち、公益認定申請件数は 262 件）となっています。（内訳は下記）注）全国約 24,000 法人のうち、約 1,500 法人は解散の意向のため、全体を 23,000 法人と仮定

移行認定：7,744 件、約 33.67%

移行認可：8,015 件、約 34.85%

申請率（+）：約 68.52%

処分率：約 40.00%（認定 5,436 件、認可 3,764 件 計：9,200 件）

公益認定等委員会だより（その 19）

11 月 1 日発行分の公益認定等委員会だより（その 19）において、以下の内容（一部抜粋）が記載されていますので、ご一読ください。

よくある質問への回答（p. 4）

すでに FAQ に掲載されている内容ですが、定款変更案を作成する際に、法令違反とならないよう注意すべき点として、下記の内容が改めて掲載されています。

また、今月の T o p i c でも、定款変更案で留意すべき「相対的記載事項」をとりあげていますので、併せてご覧ください。

【質問 1】

新制度において、代表理事に事故があった場合、他の代表理事でない理事に職務を代行させることはできるか否か。

<回答>

「代表理事に事故があった場合、代表理事があらかじめ定める順番で理事が代表理事の職務を代行する。」旨の定款の定めは、無効。

（理由）代表理事が（将来の）代表理事を選定することを許容することとなり、理事会の選定権限を奪うこととなるため。（留意事項 -7 の注 3）

また当該規定は代表理事を理事会で予選する旨の規定である、と捉えた場合であっても、「代表理事に事故があった場合」とは、どのようなケースが該当するかについての疑義が生じることなどから、予選については、無制限に許容されるべきではないと解されており、適当でないと考えられます。

【質問 2】

理事会議事録に記名押印する者について。

< 回答 >

定款で記載することにより、記名押印する者を代表理事と定めることが可能となり、この場合、出席した代表理事及び監事の全員が記名押印しなければなりません。(相対的記載事項)

注) 上記の相対的記載事項を定款変更案に記載していない場合は、出席した理事及び監事の全員が記名押印しなければなりません。(FAQ 問 -7-)

公益認定等委員会だより (その 19) は下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E5A794E593A1E4BC9AE381A0E38288E3828AEFBC88E3819DE381AE19EFBC89.PDF>

公益認定等委員会だより (その 20)

12 月 3 日発行分の公益認定等委員会だより (その 20) において、以下の内容 (一部抜粋) が記載されていますので、ご一読ください。

その 1) 大臣からのメッセージ (p . 2) 「新公益法人制度移行期間は残り 1 年」

主な内容は下記の通りです。

新制度への移行期間が残り 1 年となり、移行も仕上げの段階に入りました。

すでに国・都道府県合わせて約 7 割弱、約 15,000 法人から移行認定・認可申請を受け付けています。あと 1 年の移行期間中に申請を行わなければ解散とみなされますので、早期の申請をお願いします。(約 32% の法人が未申請、約 1,500 法人が解散 : H24.11 月末時点)

その 2) 特定の日に移行登記を希望される法人の皆様へ

内閣府では、平成 25 年 11 月末に移行期間が満了すること、及び事業年度を 4 月から開始する法人が多いことなどから移行登記希望日について、平成 26 年 4 月 1 日の移行登記希望までは聞いていただけようです。

公益認定等委員会だより (その 20) は下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E5A794E593A1E4BC9AE381A0E38288E3828AEFBC88E3819DE381AE20EFBC89.PDF>

=====

News ・ お知らせ

平成 23 年度における公益法人等の現況について

整備法施行規則及び公益認定等ガイドラインの一部改正について

墓地経営・管理に関する「特別の利益」の考え方 ~いわゆる指定石材店制度について~

立入予備検査 < ご注意ください ! >

平成 23 年度における公益法人等の現況について

前回のメルマガ（今月の T o p i c）で取り上げた「公益法人等の現況（速報値）」（平成 24 年 9 月 20 日公表）のデータを精査したものが今回公表されていますので、分析結果の一部をご紹介します。

- 1) 公益（認定）法人について : 集計対象法人 824 法人（財団 606、社団 218）
（公益法人）正味財産額 : 平均値 33.3 億円、中央値 6.7 億円
比較的規模の大きい法人が平均値を引き上げているものと思われます。

参考）特例民法法人との比較でみると、

- （特例民法法人）正味財産額 : 平均値 19.8 億円、中央値 1.6 億円
比較的規模の小さい法人がまだ手続きが未了で、方向性を決めかねている状況が想像されます。

- 公益目的事業比率 : 平均値 82%、中央値 85%
理事（常勤） : 平均値 1 人、中央値 1 人
理事（非常勤） : 平均値 10 人、中央値 8 人
職員数（うち常勤） : 平均値 30（26）人、中央値 4（3）人
寄附金収入 : 平均値 1.3 億円、中央値 521 万円

寄附金収入の平均値でみると、新公益法人は特例民法法人の約 3 倍となっているようです。
公益法人 824 法人中 175 法人が常勤の理事及び職員の合計が 1 人以下となっているようです。
公益法人 824 法人で、年間 5,300 億円を超える規模の公益活動を行っているようです。

- 2) 一般法人（移行法人）について : 集計対象 304 法人（財団 158、社団 146）
公益目的財産残額 : 平均値 26.7 億円、中央値 3.0 億円
公益法人と比較して規模が小さいという傾向が見受けられます。

- 公益目的支出/年 : 平均値 5.0 年、中央値 0.5 年
移行した一般法人 304 法人における公益目的の活動規模は、年間 1,500 億円になるようです。

「平成 23 年度における公益法人等の現況について」は、下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/20121115E585ACE79B8AE6B395EFBD9E.PDF>

整備法施行規則及び公益認定等ガイドラインの一部改正について
特例民法法人が一般社団・財団法人に移行した場合の公益目的支出計画の計算について、
改正案が公表されていますので、ご紹介します。

【背景】

特例民法法人が一般社団・財団法人に移行する場合、保有する純資産額に相当する額（公益目的財産額）を公益のために支出するための「公益目的支出計画」を作成し、公益目的財産額に相当する額まで、公益目的支出を実施しなければなりません。

【問題の所在】

指定正味財産を使用する場合など、一般正味財産に振り替えて収益計上されるため、当該計上分が実施事業収入額となり、公益目的支出計画が終了しないケースが考えられます。

【対応（整備法施行規則及び公益認定等ガイドラインの改正）】

「指定正味財産から一般正味財産に振り替えることによって生じた収益は、公益目的支出計画の期間の計算上は、収益計上しないことができることとする。」という内容に改正されています。

注）対象となる指定正味財産は、移行登記の前日までに受け入れた財産に限ります。

また、既に移行認可を受けた一般法人についても、経過措置が認められます。

過去に指定正味財産から一般正味財産に振り替えて収益計上した部分については、遡って収益計上しないことができる、とされています。（遡及期間は3年間）

整備法施行規則及び公益認定等ガイドラインの一部改正については、下記をご覧ください。

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E382ACE382A4E38389E383A9E382A4E383B3E381AEE4B880E983A8E694B9E6ADA3.pdf>

墓地経営・管理に関する「特別の利益」の考え方 ~いわゆる指定石材店制度について~
上記タイトルの文書が、神奈川県公益認定等審議会より公表されていますので、ご参考までに載せていますので、ご一読ください。

公表文書はこちら

<http://merumagakanriyou.up.seesaa.net/image/E5A293E59CB0E7B58CE596B6EFBDA5E7AEA1E79086E381ABE996A2E38199E3828BEFBD9E.PDF>

立入予備検査 <ご注意ください！>

最近、「重要」「移行後立入予備検査のお知らせ」と表示された封書により、特定の事業者が自らの実施する「立入予備検査」やセミナーの受講等を促す案内を、移行後の公益法人に送付しているとの情報が内閣府に寄せられているようです。これらの案内は、内閣府及び各都道府県が実施している立入検査とは一切関係がありません。また、立入検査の準備のために、このようなものの受講等が必要になることは一切ありませんので、各法人さまにおかれては御注意ください。

疑問に思った場合には、各行政庁に直接お問い合わせください。

=====

今月のTopic

定款変更案で留意すべき「相対的記載事項」 事例研究

現時点で、すでに新制度へ移行した法人も多く、移行後の実際の組織運営をどのように実行していけばよいか課題となっていると思われます。組織運営については、基本的に法人法、認定法に準拠した方法で行う必要があり、実際には、それらの法律に基づいた定款に従って行うこととなります。

1-1) 社員総会の招集手続の省略

「社員全員の同意がある場合、法人法第 39 条の規定にかかわらず、招集手続を経ることなく、社員総会を開催することができる。」

1-2) その要件と手続

- ・ 同意は事前の同意が必要、かつ、特定の社員総会の同意でなければならない。
- ・ 社員総会の当日に同意（追認）した場合でも招集手続の省略の効果はある。
- ・ 同意の方法は、黙示でも認められ、口頭でも差し支えないとされている。

1-3) 社員総会の決議の省略

「理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合、当該提案を社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する決議があったものとみなす。」

1-4) その要件と手続他

- ・ 議決権を行使できる社員の全員に対して同意してほしい旨の提案があること。
- ・ 同意の方法は、書面又は電磁的記録で行う必要がある。1 人でも反対する社員がいる場合や同意がとれない社員がいる場合は、不成立となる。
- ・ 効力発生日は、社員全員から同意があった日となる。複数の同意が異なった日になされた場合、最も遅い日となる。
- ・ 決議の省略についても議事録の作成は必要。

1-5) 理事の社員総会への報告の省略

「理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、報告があったものとみなす。」

1-6) 報告の省略の要件等

- ・ 監事が社員総会に報告すべき事項については、理事が監事からの委託で社員の全員に通知すればよいと解される。（監事がそれをよしとしない場合を除く。）
- ・ 報告の省略をした場合においても、社員総会の議事録は作成しなければならない。記載事項は、その内容、報告があったものとみなされた日、議事録の作成者の氏名

(この議事録も閲覧謄写の対象となる。)

2-1) 評議員会の招集手続の省略

「評議員全員の同意がある場合、法人法第 182 条の規定にかかわらず、招集手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。」

2-2) その要件と手続

(1-2) の社員(総会)を評議員(会)と読み替えて適用可)

2-3) 評議員会の決議の省略

(1-3) の社員(総会)を評議員(会)と読み替えて適用可)

2-4) その要件と手続他

(1-4) の社員(総会)を評議員(会)と読み替えて適用可)

2-5) 理事の評議員会への報告の省略 (1-5) 参照)

2-6) 報告の省略の要件等

- ・報告の省略をした場合においても、社員総会の議事録は作成しなければならない。記載事項は、その内容、報告があったものとみなされた日、議事録の作成者の氏名
(この議事録も閲覧謄写の対象となる。)
- ・事業報告の内容の報告等が必要な定時評議員会の開催についても省略することは可能。

以上、理事会等の決議の省略制度等の手続きについての確認でした。

.....
<スタッフより>

新制度への移行期間が、いよいよ 1 年を切ることとなりました。現状約 7 割の法人が移行認定・認可の申請をすでに行っております。申請中の法人様におかれては、来年の 4 月 1 日移行登記を目指して、行政庁とのやりとりの最中だという方が多いのではないのでしょうか。福岡県では、4 月 1 日に間に合わせるため申請書についての内容確認が集中的に行われているところです。修正項目等も非常に詳細にチェックされているようで、法人の申請担当者も修正、検討に追われております。審議会の開催回数も限られているため、修正は早めに提出して、4 月 1 日に間に合うようにしたいところです。

今年もあと数日で終わりですが、年末まで移行申請の対応でお忙しい方、また、移行認定、認可の答申を得てほっとされている方々だと思います。すでに答申を得てほっとされている方も、移行登記日までになにをすべきか検討されている方も多く、しばらくはなにかと忙しく、なかなか落ち着いた日々が続くと思われます。急に寒くなり、ノロウイルス等もニュースになるなど体調管理が難しい時期です。

風邪などひかず、新年を気持ちよく迎えていただきたいと思います。このメルマガも来年はよりいっそう充実した内容を掲載して、皆様のお役に立つように頑張っていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いたします。(廣門)

.....

ご要望・ご感想

・ ・ 本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。・ ・

[] support@shinohara-cpa.com

メルマガの変更・停止

・ ・ 登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。・ ・

[] kubotam@shinohara-cpa.com

<メールマガジンが正しく届かない等、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお願いします。>

発行：篠原公認会計士事務所グループ（篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム））

編集：窪田

住所：〒810-0023 福岡市中央区警固 2-12-5 篠原CPAビル

TEL：092-751-1605 FAX：092-741-2581
